

2023年度 株式会社ジェイ・イー・ピー 環境経営レポート Environmental Activity Report

Recycle 再資源化

一旦使用された製品や製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料として再利用（マテリアルリサイクル）又は焼却熱のエネルギーとしての再利用（サーマルリサイクル）

Reduce

最終処分量の最小化

省資源化や長寿命化といった取組みを通じて、製品の製造、流通、使用等に係る資源利用効率を高め、廃棄物とならざるを得ない形での資源の利用を極力少なくする



Reuse

再使用

一旦使用された製品を回収し、必要に応じ適切な処置を施しつつ製品としての再利用を図る。又は、再使用可能な部位の利用を図る

UPCYCLE

新たな付加価値を持たせることで、別の新しい製品にアップグレードして生まれ変わらせること

2023年4月～2024年3月

作成日:2024年5月28日

Japan Environmental Protection

目 次

1	SDGsの取り組み	…(1)
2	環境経営方針	…(2)
3	企業情報	…(3)
4・5	事業内容・実施体制	…(4),(5)
6	企業理念	…(6)
7	企業システム	…(7)
8	代表者による経営における課題とチャンス	…(8)
9	処理・リサイクルフロー	…(9)
10	大牟田事業所／矢口事業所／福岡事業所(九州サービス)	…(10)
11	事業規模／受け入れ実績	…(11)
12	産業廃棄物収集運搬許可／古物商許可／車輛装備	…(12)
13	環境経営目標及び実績と評価	…(13)
14	主要な環境活動計画の内容とその評価	…(14),(15)
15	次年度以降の環境活動計画の内容	…(16)
16	環境関連法規への違反、訴訟等の有無	…(17),(18)
17	代表者による取組結果の実績評価と見直し・指示	…(19)
18	外部コミュニケーション	…(20)

株式会社ジェイ・イー・ピー SDGsの取り組み

当社は「夢ある地球を次の世代へ」を創業当初よりテーマとし、環境リサイクル事業を通して限りある資源を大切に、少しでも環境負荷が低減できるよう地域一体となった資源循環型社会システムの構築を目指し、3Rの推進を積極的に行い地域社会の発展に貢献します。

業務用アミューズメント機器やパソコン等の電子機器類を分解、解体し有用金属の山元還元やセメント原燃料化など、安定かつ継続的にリサイクル事業を推進する事で環境負荷の低減に取り組んでいます。

また、中古アミューズメント機器のメンテナンスや部品回収など国内外へのリユース作業も行っています。

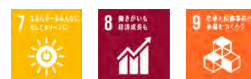
企業として成長し続けるためにも法令遵守や環境経営の取り組みは必要であり、業務内容や企業姿勢を開示しステークホルダーの皆様から安心と信頼をいただけますよう努力致します。

SDGs達成に向けた取組方針

・私たちは人種、男女を問わず多様な人たちが共に活躍できる社会を目指します



・私たちは事業活動を通して、持続可能な社会の実現に努めます。



・私たちはエコアクション21の取り組みを通して環境負荷の低減に努めます。



・私たちはボランティア活動を通じて地域、社会貢献に取り組めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



環境経営方針

【環境理念】

株式会社ジェイ・イー・ピーは、産業廃棄物の収集、運搬及び処理等の環境リサイクル事業を通じて、限りある資源を次世代に残すためにも環境保全が責務と考え、資源循環型社会構築の為3Rの推進を図ります。

私どもは、中古アミューズメント機器や各種OA機器等の手分解による細かな解体分別処理によってリサイクル率100%を目指し責任あるリサイクルを行います。

また、廃FRPをはじめとする処理困難物とされている廃棄物の処理技術確立、ならびにリサイクル技術の研究、開発を積極的に取り組み次世代に向けてより良い地球環境の創造に貢献いたします。

【環境方針】

1. 当社の活動、製品及びサービスが環境に与える影響を常に考え、環境関連の法規及びその他要求事項を遵守します。
2. 環境汚染の予防を経済的、技術的に可能な限り推進するとともに、環境マネジメントシステムの継続的改善を行います。
3. 受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に努力します。
4. 省資源、省エネルギーを積極的に推進し、資源の保全及び二酸化炭素排出量の削減をします。
5. グリーン購入・リサイクル商品の積極購入の推進拡大を行います。
6. 教育、啓発による意識向上と環境管理活動の推進を図ることによって全職員に周知徹底します。
7. 環境経営レポートを公表する等、地域社会の一員として地域、社会貢献活動を積極的に推進します。



制 定 2005年2月1日

改 定 2022年4月1日

株式会社ジェイ・イー・ピー

会 長 中嶋 英昭

企業情報

会社名・代表者

株式会社 ジェイ・イー・ピー

会 長 中嶋 英昭

代表取締役 守 康幸

専務取締役 中嶋 勇太(環境管理責任者)

Japan

**Environmental
Protection**

対象事業所: 本社、大牟田事業所、矢口事業所、福岡事業所
所在地

【 本 社 】

北九州市若松区大字安瀬64-102

TEL 093-751-3737 / FAX 093-771-8682

HP <http://www.jep-3r.com>

【 大牟田事業所 】

大牟田市健老町459-4

TEL 0944-41-2300 / FAX 0944-41-2301

【 矢口事業所 】

千葉県印旛郡栄町矢口神明5-3-2

TEL / FAX 0476-95-5560

【福岡事業所・九州サービス】

糟屋郡粕屋町上大隈588-3

TEL 092-692-1623 / FAX 092-692-1624



沿 革

1999年 5月 資本金1,500万円にて会社設立

2000年 6月 資本金を1,800万円に増資

2001年12月 大牟田エコタウン内に進出

2005年 9月 エコアクション21認証・登録

2006年10月 矢口事業所開設(関東保守サービス併設)

2010年 4月 福岡事業所開設

2010年 4月 九州保守サービス開設 (福岡市・大牟田市)

2012年 4月 九州リサイクルランドを大牟田事業所に名称変更

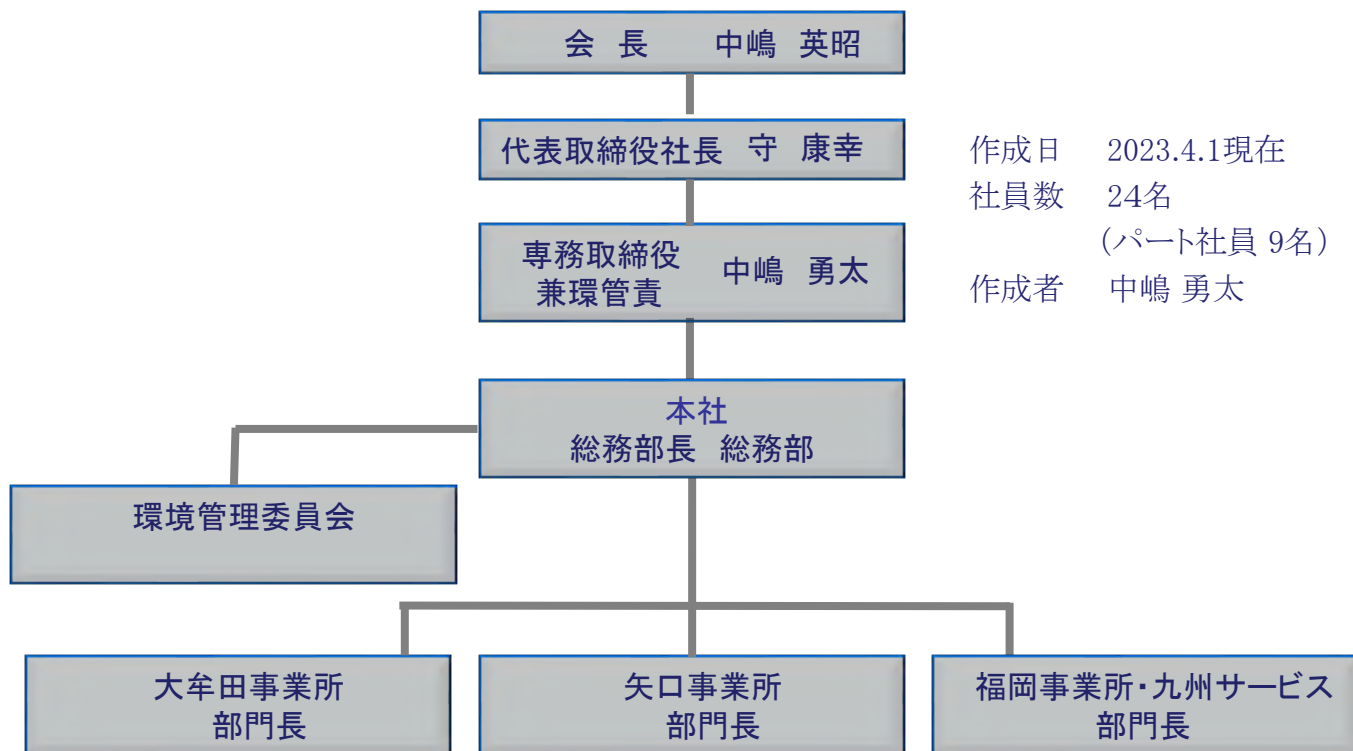
2014年11月 本社社屋に事業用太陽光発電システム設置

2015年 4月 九州保守サービスを福岡事業所に移転

事業内容

- (1) 産業廃棄物の収集運搬、処理及びコンサルタント
- (2) 産業廃棄物、アミューズメント機器、電子機器のリサイクル
- (3) アミューズメント機器の保守サービス及び商品管理

5. 実施体制



認証・登録の対象範囲 : 全組織・全活動

- ① 会長は、当社の環境経営システムを構築・運用し、環境への取組みを実施するための実施体制を構築し、各自の役割、責任及び権限を定め全員に周知する。
- ② 会長は、環境への取組みを適切に実施するための資源(人員、設備、費用等)を準備する。
- ③ 会長は環境管理責任者を任命する。
- ④ 環境管理責任者には、会長に代わって当社の環境経営システムを実行する責任権限とその運用状況を責任者に報告する役割責任が与えられる。

以下に役割、責任、権限を示す。

【 当社の環境経営システムにおける役割・責任・権限 】

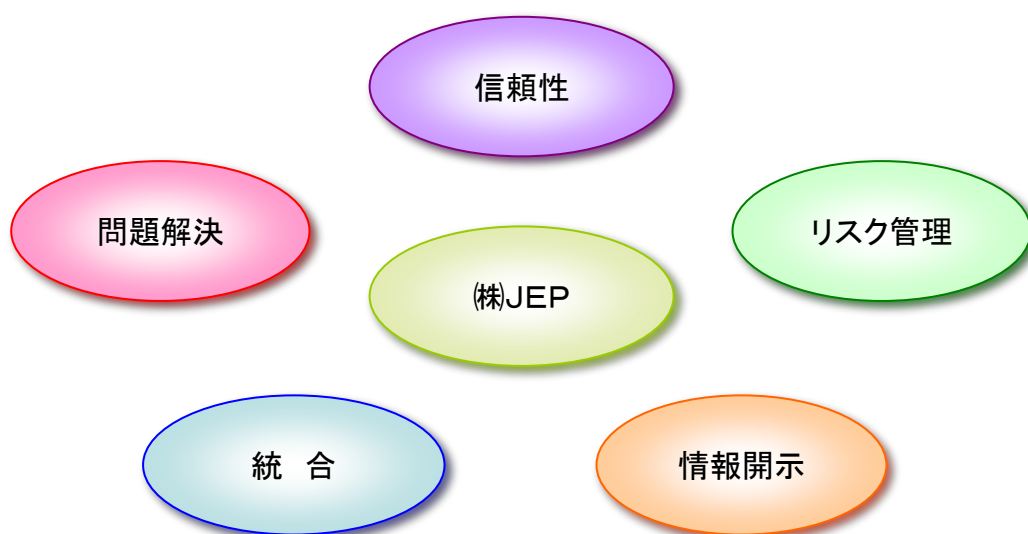
役 名	主な業務内容及び責任と権限
最高経営者	①当社の環境経営システムの統括責任 ②環境管理責任者の任命及び環境経営システム組織の明確化 ③環境宣言の制定、環境目標及び環境活動計画の承認 ④環境経営システムの見直し ⑤環境経営マニュアルの承認 ⑥環境経営システムの実施及び管理に必要な資源(人員、設備、費用等)の準備 ⑦自己評価員の任命 ⑧最高経営者による全体の評価と見直しの実施 ⑨緊急事態発生時の判断 ⑩代表者による経営における課題とチャンスの取りまとめ
環境管理責任者	①エコアクション21の要求事項に適合した環境経営システムの実行 ②環境経営マニュアル及び全社共通文書の新規作成、見直し、廃棄案の作成。その他部門関連文書の承認 ③環境経営目標及び環境経営計画の作成指示、作成、取りまとめ ④環境経営システム実績等の最高経営者への報告 ⑤環境経営システムの問題点の明確化、解決 ⑥環境文書発行、管理実務 ⑦環境への負荷の自己チェック、環境への取組みの自己チェックの実施 ⑧環境記録の総括管理 ⑨環境関連法規、条例及びその他の規制の調査及び遵守、届出実務 ⑩外部からの環境情報受付と対応 ⑪環境経営レポートの作成 ⑫緊急事態の想定と対応策検討 ⑬取組み状況の進捗確認 ⑭問題の是正、予防処置管理 ⑮教育・訓練の総括 ⑯関連業者への伝達 ⑰環境委員会での審議、決議項目かどうかの判断
環境管理委員会	①委員長は最高経営者が努め、委員会の構成は環境管理責任者及び環境管理責任者が選任したものとする。開催は原則年4回とする ②環境経営を推進するための最高審議機関であり、取組み項目の決定活動計画や進捗状況報告の他、必要に応じて(環境管理責任者判断)環境経営システムに関する審議、決議を行う
部門長	①部門環境経営目標及び環境活動計画の作成 ②部門環境経営目標及び環境活動計画の進捗確認と是正 ③部門の教育、訓練の実施 ④環境情報の連絡 ⑤緊急事態定期テストの実施及び見直し ⑥部門関連文書の作成
従業員	①当社の環境経営システムの重要性を認識し、ルールに基づき決められた担当業務を確実に実施する ②継続的改善がなされるように努める

企業理念

株式会社ジェイ・イー・ピーは、環境リサイクル事業を通して限りある地域資源を大切に無駄なく有効活用し夢ある地球を次の世代に残すためにも循環型社会システムの構築に勤め環境問題に貢献できる企業を目指します。

【経営指針】

経営指針としては、5つの重要項目を基本とし、経営基盤の安定を図り企業として成長する事はもとより、循環型社会形成の一翼を担うとともにお客様のご要望やご期待に応えることの出来るレベルの高いご提案、サービスを提供します。



信頼性 Reliability

お客様との信頼関係をより強固なものにするため関係法令を遵守します

問題解決 Solution

廃棄物処理、リサイクルに関するお客様の問題解決をお手伝いします

リスク管理 Risk Management

廃棄物処理、リサイクルに関するお客様の問題解決をお手伝いします

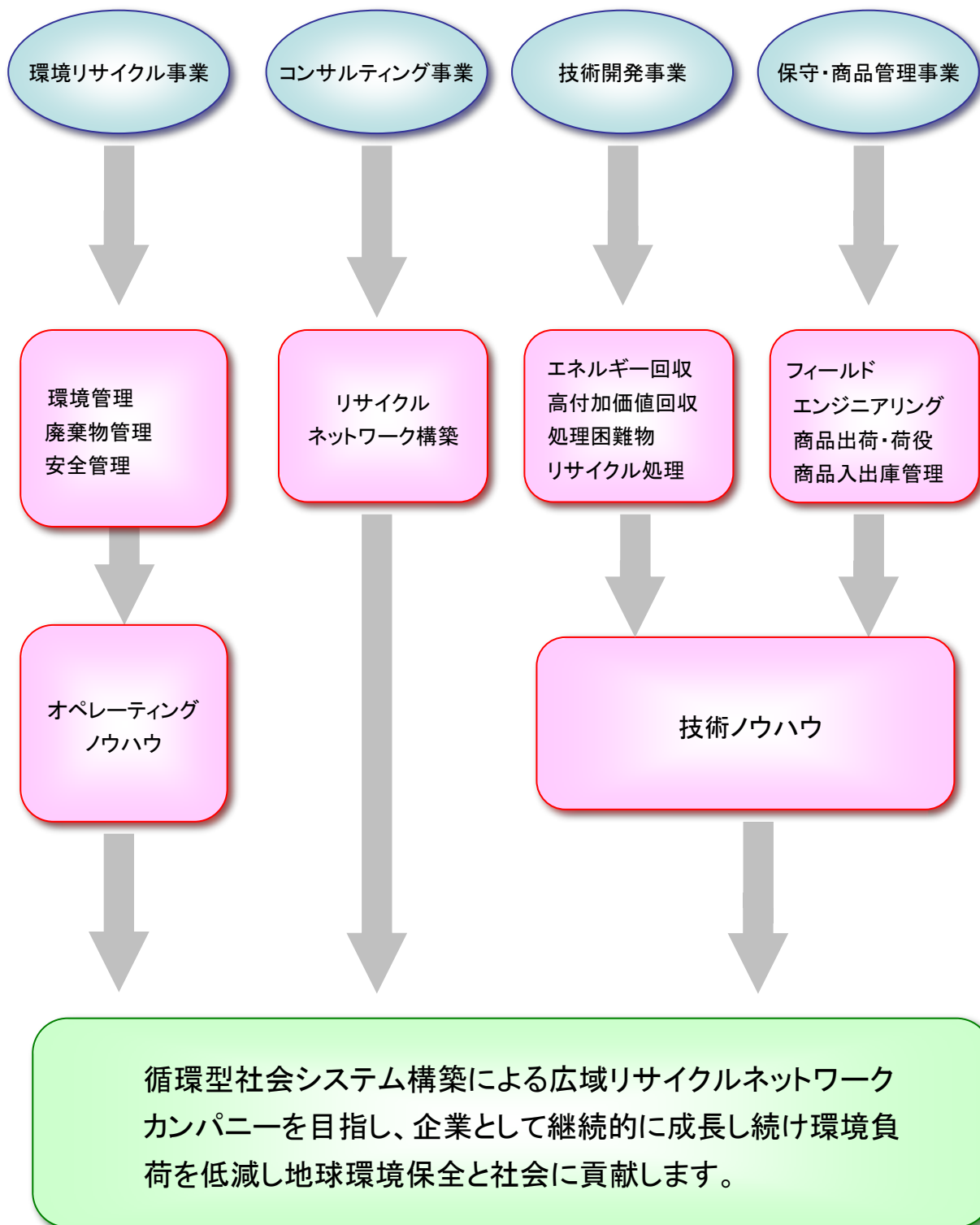
統合 Integration

産業廃棄物処理ネットワークによる総合的なサービスを提供します

情報開示 Disclosure

事業の透明性を確保し積極的に情報の開示をします

企業システム



代表者による経営における課題とチャンス

サービスの理想像

環境変化に柔軟に対応することによって、安定的かつ継続的に成長を続けることが企業としての責任と考えています。

リサイクル施設の運営、収集運搬、場内作業だけでなく産業廃棄物の再資源化に関する研究や開発を行います。

お客様の抱える環境に関する様々な問題解決に取り組むとともに循環型社会に貢献する企業であり続けます。

事業内容

産業廃棄物の収集運搬・中間処理及びリサイクル並びに環境関連のコンサルタント
アミューズメント機器の保守サービス及び商品管理。

事業を取り巻く状況

近年、エネルギーコストや物流コスト、人手不足による人件費の高騰など様々な要因で産廃処理費用が高騰しているため今まで以上に効率よく分解、解体し部品、素材を回収し再利用や再生エネルギーなどに変換する必要があります。

また、塩ビなど塩濃度が高い廃プラについても新たなリサイクル技術など処理技術の確立が必要であり、100%のリサイクル化を目指す上でアミューズメント機器やOA機器は、破砕機にかけてしまうとリサイクルすることが難しくなる為、可能な限り手分解で解体し素材ごとに分別回収を行っており手間と人手が必要。

事業と環境との関わり

産業廃棄物の収集運搬・処理リサイクル及びコンサルタントでは、運搬や処理効率を高めることで省エネ、省資源化に貢献が可能となります。

また、社会的責任より環境活動の取組みを強化している企業が多い中、企業情報の開示を行い事業活動の見える化を行います。

経営における課題

処理コストの見極めによる適正利益の確保、そのための教育と人材の確保。また、危険予知訓練や事故を未然に防止するための教育の徹底。

速やかなトラブルや苦情への対応。

経営におけるチャンス

廃棄物の分別、リサイクル作業の効率向上を徹底することにより、省エネ、省資源に寄与することができる。

また、各取り組みはもとより 5S活動による職場環境の改善及び企業としての社会的信頼を得ることができる。

処理・リサイクルフロー



お客
様

回
収
・
計
量

分
解
・
選
別

プラスチック類

IC基板類

モーター類

ケーブル類

アルミ

金属くず

雑品類

プラスチック類

木くず

ブラウン管・液晶

蛍光灯・電球

景品類

ダンボール類

紙くず

一般ごみ



大牟田事業所

【業務内容】

- ・廃棄物の処理・リサイクル
- ・産業廃棄物の収集・運搬業務
- ・環境関連のコンサルタント業務
- ・アミューズメント機器の保守サービス業務



矢口事業所

【業務内容】

- ・廃棄物の処理・リサイクル
- ・アミューズメント機器の清掃・メンテナンス
- ・商品管理・荷役・発送業務
- ・アミューズメント機器の保守・サービス業務



福岡事業所・九州サービス

【業務内容】

- ・商品管理・発送業務
- ・アミューズメント機器の保守・サービス業務



事業規模（処理量、売上高、従業員数、床面積）

項 目	2021年度	2022年度	2023年度	単 位
処 理 量	1, 694	2, 211	1, 805	トン
売 上 高	231	220	213	百万円
従 業 員	24	24	22	人
床 面 積	5, 219	5, 219	5, 219	m ²

受け入れ実績（受託した産業廃棄物）

項 目	2023年	単 位
収 集 運 搬 量	263. 39	トン
中 間 処 理 量	1, 805. 89	トン

許可一覧

産業廃棄物中間処理業許可

自 治 体 名	許可年月日	有 効 期 限	許 可 番 号
大 牟 田 市	令和2年4月11日	令和7年4月10日	第 07821065644号
事 業 の 内 容	破 碎		
種 類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず		
設 置 場 所	大牟田市健老町459番地4		
設 置 年 月 日	① 平成12年4月 ② 平成24年6月		
処 理 能 力	① 1. 2t／日 (8時間) ② 3. 6t／日 (8時間) 3. 36t／日 (8時間)		

自 治 体 名	許可年月日	有 効 期 限	許 可 番 号
千 葉 県	令和4年3月11日	令和9年1月4日	第 01220065644号
事 業 の 内 容	圧 縮	破 碎	
種 類	廃プラスチック類、金属くず	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	
設 置 場 所	千葉県印旛郡栄町矢口神明5-3-2	千葉県印旛郡栄町矢口神明5-3-2	
設 置 年 月 日	平成18年11月	平成20年8月	
処 理 能 力	廃プラスチック 1. 28 t／日 金属くず 1. 12 t／日 (8時間)	1. 76 t／日 (8時間)	

産業廃棄物収集運搬業許可

都道府県	許可番号	許可取得年月日 及び有効期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラスくず	陶器くず	動植物性残渣	コンクリートくず
福岡県	第04000065644号	令和 1年12月10日 令和 6年12月 9日	●	●	●			●	●	●		●	●		●	
熊本県	第04305065644号	令和 2年6月14日 令和 7年6月13日						●	●	●		●	●	●		●
千葉県	第01200065644号	令和 4年1月 9日 令和 9年1月 8日						●	●	●		●	●	●		●
佐賀県	第04101065644号	令和 4年4月26日 令和 9年4月25日	●	●				●	●	●	●	●	●	●		●

古物商許可証

福岡県公安委員会 千葉県公安委員会	平成12年4月17日交付 平成20年9月17日交付	第 909990035017号 第 441110001200号
----------------------	------------------------------	------------------------------------



4 t ユニック車



4 t アームロール



2 t トラック

車 輛 装 備	4 t ユニック車 ・ ・ ・ 1台 4 t アームロール ・ ・ ・ 1台 営業車輛 ・ ・ ・ ・ ・ 7台 フォークリフト ・ ・ ・ 1台	2tトラック (パワーゲート付) ・ ・ ・ 1台 4 t 8m ³ 脱着式コンテナ ・ ・ ・ ・ 3台 4 t 10m ³ 脱着式コンテナ ・ ・ ・ ・ 7台
---------	--	--

環境経営目標

(基準年度)

環境経営目標	単 位	2022年度 実 績	2023年度 目 標	2024年度 目 標	2025年度 目 標
二酸化炭素排出量削減	Kg-CO2	40,610	40,204	39,798	39,392
水使用量の削減	m3	120	119	118	116
廃棄物のリサイクル率	%	99%	95%	95%	95%
循環型システム構築	継続的取り組み資源化量の拡大及び技術開発				

環境経営目標及び実績と評価

CO2排出量の削減	2022年度実績	2023年度目標	2023年度実績	判定
CO2排出量	40,610Kg-CO2	34,226Kg-CO2	40,920Kg-CO2	×
電 気 使 用 量 削 減	20,911kwh	20,701kwh	20,537kwh	○
ガ ソ リ ン 使 用 量 削 減	8,643L	8,556L	9,064L	×
軽 油 使 量 削 減	4,845L	4,796L	4,523L	○
灯 油 使 用 量 削 減	0L	0L	0L	○
都 市 ガ ス 使 用 量 削 減	1.60m ³	1.60m ³	0.40m ³	○

資源使用量の削減	2022年度実績	2023年度目標	2023年度実績	判定
水 使 用 量 削 減	120m ³	156m ³	135m ³	○
紙 使 用 量 削 減	31,659枚	22,517枚	21,492枚	○
廃 棄 物 の リ サ イ ク ル 率	99%	95%	97%	○
循 環 型 シ ス テ ム 構 築	分別、選別の徹底により3Rの推進強化			○
外 部 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	セミナーの参加、エコタウン内清掃活動			○

※2020年度以降は前年度実績を基準年として目標設定

※排出係数は、0.382(単位:kg-CO₂/ kWh)を使用

※CO2排出量削減、水使用量削減、紙使用量削減の目標は前年実績の1%削減

※判定は最高経営者による ○・・・目標達成、×・・・目標未達成

※ガソリンが増加した理由は業務量の増加によるものである。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{総排出量} - \text{最終処分量}}{\text{総排出量}} \times 100$$

主要な環境経営計画の内容とその評価

1.環境経営計画の内容

◆ 二酸化炭素排出量削減（前年度実績を基準年とし1%削減）

(1) 電気使用量の削減

- ① 不要な電灯、冷暖房の使用に留意し節電に努めます。
- ② 空調設備のフィルター清掃及び室内温度設定を夏期27℃冬期22℃に設定します。

(2) 燃料使用量の削減

- ① 始業前点検や冬期初期運転以外はアイドリングをストップします。
- ② 急発進、急加速しないなど安全運行とともにエコドライブを心がけます。
- ③ 制限速度を厳守し、効率的な回収ルートなど計画します。
- ④ 燃料効率を考慮した車種の選定を行います。
- ⑤ 定期的なメンテナンスを行い燃費を向上させることを心がけます。

◆ 水使用量の削減（前年度実績を基準年とし1%削減）

- ① こまめな蛇口の開閉を心がけ無駄な放水をしないようにします。
- ② トイレ利用時、適切な水の使用を推奨します。

◆ 紙使用量の削減（前年度実績を基準年とし1%削減）

新規事業の提案書や各種外部資料が大幅に増加傾向になっており、ミスコピー防止裏紙の使用、社内文書の電子化を強化しペーパーレスを推進します。

◆ 廃棄物削減 〜リサイクル率 100%

分別の徹底により高付加価値商品として循環資源の更なる拡大を図ります。
また、熱回収も継続して取り組みます。

◆ 循環型社会システム構築

循環型社会を実現するため社員の教育や環境に関する啓発活動を通じて、ステークホルダーの意識を高め、資源の有効活用や廃棄物の削減に取り組む意識を醸成し各種電子機器、アミューズメント機器、その他不要物から効率よく資源回収をするとともに適正処理及びリサイクルを推進します。
また、従来の3R推進はもとより新たな資源の循環利用方法であるアップサイクルを目指した新たな仕組み作りを構築致します。

◆ 外部コミュニケーション

地域との連携や清掃活動など地域活動に積極的に参加します。

2.環境経営計画実施の評価

① 二酸化炭素排出量削減

温室効果ガスの排出量は前年40,610Kg-CO₂に対し、今年度は40,920Kg-CO₂と前年比00.8%程度微増しました。引き続きアイドリングストップ等CO₂削減の取り組みをいたします。

② 水使用量削減

節水の案内を行うなど啓蒙活動を心がけた結果、前年度実績120m³に対し、今年度135m³と使用量が増加しました。

③ 紙使用量削減

前年度31,659枚に対し、今年度21,492枚になっており減少しました。裏紙を使用するなどの意識改革を進めた結果使用枚数の削減を達成いたしました。

④ 廃棄物削減

分別を徹底する事でより付加価値の高い有効な資材の回収のマテリアルリサイクルと熱回収としてサーマルリサイクルを推進していますが、リサイクル困難な物もあり、新たなリサイクル方法の確立など100%リサイクルを目指します。

⑤ 循環型社会システム構築

有価物の回収をより推進するため各種廃棄物の確保が必要であり効率的な物流システムの構築を検討、実践しました。

また、従来の3R推進はもとより更なるアップサイクルを目指し新たな取り組みを推進しています。

⑥ 外部コミュニケーション

地域の清掃活動やリサイクル活動を通じて環境における啓蒙活動を推進しています。。

また、従来の3R推進はもとより更なるアップサイクルを目指し新たな取り組みを推進しています。

次年度の環境経営計画の内容

今後の目標と実施項目

省エネルギー、省資源を心がけ温室効果ガスを削減による低炭素社会を目指します。

◆ 二酸化炭素排出量の削減（前年度実績を基に1%削減）

(1) 電気使用量の削減

- ① 不要な電灯、冷暖房の使用に留意し節電に努めます。
- ② 空調設備のフィルター清掃及び室内温度設定を夏期27℃冬期22℃に設定します。

(2) 燃料使用量の削減

- ① 始業前点検や冬期初期運転以外は、アイドリングをストップします。
- ② 急発進、急加速しないなど安全運行とともにエコドライブを心がけ燃費向上を図ります。
- ③ 制限速度を遵守し、効率的な回収ルートなどを計画します。

◆ 水使用量の削減（前年度実績を基に1%削減）

今年度の取り組みとして車輛の点検・清掃を含む設備の維持管理の徹底を強化するため水の使用量は増加することが想定されますが、こまめな蛇口の開閉を心がけ無駄な放水をしないようにします。

◆ 紙使用量の削減（前年度実績を基に1%削減）

新規事業の提案書や各種外部資料が大幅に増加傾向になっており、ミスコピー防止や裏紙の使用はもとより、社内文書は、電子化を図りペーパーレス化を推進します。

◆ 廃棄物削減〜リサイクル率100%

分別の徹底により高付加価値商品として循環資源のさらなる拡大を図ります。また、熱回収も継続して取り組みます。

◆ 循環型社会システム構築

パソコンや各種電子機器、アミューズメント機器から効率よく資源回収するとともに適正処理及びリサイクルを推進します。

また、従来の3R推進はもとより更なるアップサイクルを目指した新たな仕組み作りを推進します。

◆ 外部コミュニケーション

行政機関や地元環境調査委員会などと連携し、地域活動や研修会などに積極的に参加します。

環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反訴訟等の有無

その他環境関連法規の遵守状況を確認した結果違反はありませんでした。又外部からの苦情、要望もありませんでした。

	要求事項	要 求 内 容	遵守確認結果
一般廃棄物の処理	委託	事業者は一般廃棄物の処理を法第7条第12項に規定する許可業者その他環境省令に定める者に委託しなければならない。	基準を満たし実施
	委託基準	事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準	基準を満たし実施
産業廃棄物の処理	処理委託基準	産業廃棄物の収集、運搬または処分を委託する場合は、事業の範囲に含まれているものに委託し委託契約は、環境省令で定める書面が添付されていること。 ・種類及び数量 ・運搬の最終目的地の所在地 ・処分に係る施設の処理能力 ・最終処分場所の所在地、処理方法及び能力 委託契約書の保存期間—5年間	基準を満たし収集・運搬、処分を実施
	保管基準	産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管の基準 ・掲示板の設置(縦及び横:60cm)以上 ・保管場所(種類)等の表示 ・管理者の氏名及び連絡先の表示 ・飛散、流出及び悪臭防止 ・水域および地下水の汚染防止	掲示板の確認 廃棄物の保管は基準以下
	帳簿の保存	前述の帳簿の保存に係る規制、1年ごとの閉鎖、5年間保存	基準を満たし実施
	産業廃棄物管理票の交付	事業活動にともない産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定める事項等を記載した産業廃棄物管理票を受託者に交付しなければならない。	基準を満たし実施
	産業廃棄物管理票の写しの保存期間	管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けたときは、当該処理が終了したことを確認し、その写しを5年間保存しなければならない。	基準を満たし実施
	管理票交付者の報告書	管理票交付者は、都道府県知事あてへ6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した管理票の交付等の状況に関して、報告書を提出しなければならない。	基準を満たし実施
	管理票の写しの送付を受けるまでの期間	管理票の写しの送付期間についての規定 90日(特別管理産業廃棄物は60日)	基準を満たし実施
産業廃棄物の処理	運搬受託者産業廃棄物管理票の回付	運搬受託者は、運搬を終了したときは、交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間(10日間)内に管理票交付者に管理票の写しを送付しなければならない。	基準を満たし実施
	処分受託者産業廃棄物管理票の回付	処分受託者は、処分を終了して時は交付された管理票又は回付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間(10日間)内に処分を委託した管理票交付者に管理票の写しを送付しなければならない。この場合、管理票が回付されたものであるときは、回付した者にも写しを送付しなければならない	基準を満たし実施
	処分受託者産業廃棄物管理票の回付	処分受託者は、中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときは、交付された管理票に最終処分が終了した旨を記載し、環境省令で定める期間(10日間)内に処分を委託した管理票交付者に管理票の写しを送付しなければならない。	基準を満たし実施
	収集・運搬業の許可	産業廃棄物の収集又は運搬を業として行なおうとする者は、管轄都道府県知事の許可を受けなければならない。	基準を満たし実施
	収集・運搬業の更新	5年ごとに更新を受けなければその期間の経過によって効力を失う。	許可期限の確認
	(収集・運搬業の許可の基準)	許可に係る施設・申請者の能力に係る基準	基準を満たし実施
	処分業の許可	産業廃棄物の処分を業として行なおうとする者は、管轄都道府県知事の許可を受けなければならない。	基準を満たし実施

産業廃棄物処理業	処分業の更新	5年ごとに更新を受けなければその期間の経過によって効力を失う。	基準を満たし実施
	処理基準	収集、運搬、処分等の基準 産業廃棄物の収集運搬及び処分を行う場合には政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなくてはならない。 ・飛散及び流出の防止 ・悪臭、騒音又は振動の防止 ・収集運搬車輛に事業社名、許可番号の表示義務	基準を満たし実施
	廃水銀の収集運搬基準、保管基準	収集運搬時には破碎することのないような方法により行うこと。また他の物と混合するおそれがないよう他のものと区別すること。 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合、保管場所の掲示板を設置し他の物と混合することがないよう措置を講ずること。	基準を満たし実施
	再委託の禁止	収集運搬業者は、収集若しくは運搬又は処分を、処分業者は処分をそれぞれ他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を政令で定める基準に従って委託する場合その他環境省令で定める場合は、この限りではない。	基準を満たし実施 (再委託なし)
	帳簿の記載と保存	環境省令で定める事項を記載した帳簿の備付け義務とその保存に係る規制 1年ごとの閉鎖 5年間保存	基準を満たし実施
	変更許可	集運搬業者又は処分業者は、収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りではない。	基準を満たし実施
	変更届出	収集運搬業者又は処分業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境令で定めるところにより、その旨を都道府県知事へ届出なければならない	基準を満たし実施
消防法	変更届出 設置届出	指定数量の5分の1以上、指定数量未満の危険物及び定められた数量の5倍以上の指定可燃物を貯蔵、又は取り扱うときは、管轄する消防署に届出なければならない。延べ面積300平方メートル以上の特定防火対象物又は消防長又は消防署長が指定する防火対象物で消防用設備を設置したときに届け出なければならない。	基準を満たし実施
フロン抑制規制法 (改正フロン法)	機器の定期点検	・指定製品及び特定製品の管理者の責務。 当該特定製品使用されるフロン類の管理の適正化に努める。 ・第1種特定製品のそばに著しい振動を発生する機械などを置かない。 点検・修理するスペースを空けておく。 ・全ての第1種特定製品について簡易点検を3月に1回以上実施。 ・7.5kw～50kw未満は、定期点検(知見を有する者が実施)を3年に1回以上。 50kw以上は1年に1回以上。 1,000t-CO2以上の漏えいは届け出が必要。	基準を満たし実施

代表者による取組結果の実績評価と見直し・指示

2023年度における環境経営活動の取り組み結果は、アフターコロナから年月が経ち事業活動が活発になる中で従来の水準同等の活動を執り行うことができました。その結果、営業活動を通して二酸化炭素の排出量やガソリンの使用率など増加しましたが、昨年と同様電気や水道の使用量は減少しておりSDGs教育を通じた日々の成果が身を結んでおります。

本年度は世界情勢の変化が著しく、重金属の値段が高騰する背景があり資源としてマテリアルリサイクルを推進することが可能になりました。また技術革新が進展しており従来处理が難しいとされていたPVCや異物混入品であるPMMA複合物など新たな処理手法が確立されつつある昨今、手法の見直しを含め迅速な情報のアップデートが必要と考えております。新たな手法を確立することでひいては環境負荷への低減が図れるものと確信しております。

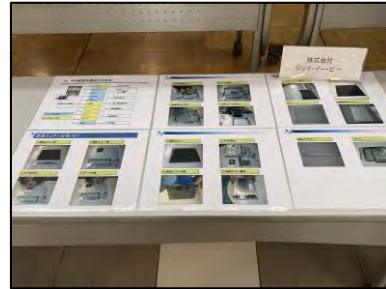
外部的要因として、本年度からアフターコロナの事業活動が活発化され、街中では感染症対策の重さが薄れてきましたが、弊社では引き続き感染予防対策を講じながら社員の健康管理を努めます。

その他環境関連法規の遵守しており外部からの苦情、要望もありませんでした。引き続き運用状況を確認しながら更なる環境負荷低減に努めます。

また継続して、持続可能な社会実現に向けたSDGsの取り組みについて各事業所を起点に活動を行ってまいります。

外部コミュニケーション

大牟田エコタウンでは平成17年度から、エコタウン地元環境調査委員会と連携し、年1回環境美化を目的とした清掃活動を実施しております。地域活動におけるSDGsの取り組みとしてサンプルの展示やリサイクル事業の紹介など積極的に参加協力致しました。



当社に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、過去3年間違反はありませんでした。

また、関係機関等からの指摘、ステークホルダー(利害関係者)からの訴訟もありませんでした。

以 上

～ 夢ある地球を次の世代へ～



株式会社 ジェイ・イー・ピーは、環境リサイクル事業を通して、限りある資源を大切にし環境問題に貢献、地球環境を守ります。